

東京オリパラ競技大会のレガシーを見据えた 建築物のバリアフリー化の取り組み



都市・住宅・地域政策グループ
首席研究員

沼尻 恵子

はじめに

世界中の人々が多様性と調和の重要性を改めて認識し、共生社会をはぐくむ契機となることを目指す東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以降「東京 2020 大会」と略す）を契機に、様々な分野での取り組みが進められている。

国土交通省においては東京 2020 大会のレガシーを見据え、建築物のバリアフリー化に関する法改正や建築設計のガイドライン改正における取り組みを進めており、JICE ではこれら検討会の事務局を担った。本稿では、2019 年 3 月に公開されたホテルの客室等に関する取り組みを中心に建築物のバリアフリー化の取り組みについて報告する。

1 東京 2020 大会に向けて

1.1 UD2020 行動計画による位置づけ

（1）関係閣僚会議による UD2020 行動計画の決定

世界に誇れる水準でユニバーサルデザイン（以降「UD」と略す）化された公共施設・交通インフラを整備するとともに、心のバリアフリーを推進することにより、共生社会を実現するため、東京 2020 大会を契機とし、大会後のレガシーを含む施策を実行するために、2017 年 2 月にオリパラ担当大臣を議長とする UD2020 関係閣僚会議が設置された。

これに先立ち、UD 関係府省連絡会議において、様々な障害者団体等の参画を得ながら検討が進められてきた「UD2020 行動計画」が、安倍首相も出席の 2017 年 2 月の第 1 回関係閣僚会議で決定された。

（2）街づくり分野の主な施策としての位置づけ

「UD2020 行動計画」は、「UD の街づくり分野」と「心のバリアフリー分野」の 2 つの分野を重点的に進めることとなっ

ている。関係府省の様々な施策がこの 2 つの分野に位置づけられるとともに行動計画の工程表を示し、2018 年には行動計画に基づいた UD 行動の加速化を図るための「UD2020 評価会議」が設立されている。評価会議では、行動計画に基づく取り組みの進捗等を報告し、改善等を措置するという PDCA サイクルを年度ごとに実施している。

「UD の街づくり分野」の中に 2016 年度内に「ホテル・トイレ等の建築物に係る設計標準を改正」することが主要項目として位置づけられた。

2 建築物のバリアフリー化に関する概要

2.1 建築物のバリアフリー化に関する法律

（1）バリアフリー法までの経緯

1993 年に障害者基本法が改正され、公共施設、交通機関、余暇施設等のバリアフリー化の促進が明文化された。1994 年には、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」が制定され、不特定多数の人が利用する建築物（特定建築物）に対する、バリアフリーの基礎的基準と誘導的基準を定めるとともに、2000 ㎡以上の特定建築物に対する努力義務が定められた。

2000 年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定され、駅・鉄道車両・バス等の公共交通機関と駅等の旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー化について義務基準が定められた。

2002 年には、ハートビル法が改正され、2000 ㎡以上の特別特定建築物のバリアフリー化が義務化されるとともに、地方公共団体が独自に対象面積規模を縮小、整備基準を上乗せする委任条例の制定が可能になった。

2006 年にはハートビル法と交通バリアフリー法を統合拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

（バリアフリー法）」が制定され、建築物はバリアフリー法に基づきバリアフリー整備が進められている。

（2）建築物のバリアフリー化の状況

バリアフリー法では、2000㎡以上の特別特定建築物の新築、増築、改築又は用途変更については、建築物移動等円滑化基準への適合義務が、2000㎡未満及び既存建築物に対しては建築物移動等円滑化基準への適合努力義務が課されている。また、移動等円滑化基準は高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な建築物特定施設（出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、ホテルの客室、駐車場等）の構造及び配置に関する基準として定められている。

バリアフリー法では2020年度末までの各施設における整備目標が定められており、建築物については2000㎡以上の特別特定建築物のストックの約60%（2015年度末の実績は56%）をバリアフリー化するとされている。（図2-1）

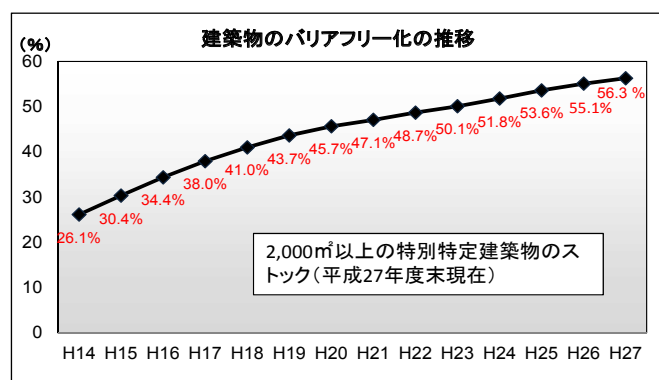


図2-1 建築物のバリアフリー化の推移

2.2 建築設計標準とは

（1）建築設計標準の位置づけ

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」とは、全ての建築物が利用者にとって使いやすいものに整備されることを目的に、設計者をはじめ、利用者、建築主、審査者、施設管理者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインである。高齢者、障害者等からのニーズを踏まえた設計の基本思想や、設計を進める上での実務上の主要なポイント、建築物移動等円滑化基準を実際の設計に反映する際に考慮すべき内容、建築物のバリアフリーの標準的な内容を、図表や設計例を交えて解説している。

（2）建築設計標準の改正等の経緯

1994年にハートビル法が制定された時点で建築設計標準は策定されており、その後法改正等のタイミングに合わせて改正され、内容の充実が図られてきている。

2015年には、東京2020大会の開催を踏まえ、劇場・競技場等「客席・観覧席」について見直し、車椅子使用者用客席について、設置割合や位置、寸法、サイトライン（可視線）等の記述の充実をはかった建築設計標準追補版を公開している。

3

ホテル又は旅館に関するバリアフリー化の取組み

3.1 ホテル又は旅館のバリアフリー化に関する取組み経緯

（1）一般客室に言及

2017年3月に、前回の建築設計標準の改正から4年が経過したこと、東京2020大会の開催決定や障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行、観光立国推進による訪日外国人旅行者の増加などを受け、建築設計標準の改正を行った。

この改正では、建築設計標準の客室について、これまで車椅子使用者用客室の記載が中心であったものを、「一般客室」に関する記載を追加するとともに、既存ホテル等における車椅子使用者用客室の改修方法の提案、ソフト面での配慮等の内容の充実を図った。

（2）車椅子使用者用客室数の基準見直し

その後、車椅子使用者用客室の数が不足しているとの指摘を受け、2017年12月より学識経験者、障害者団体、施設管理者団体等から構成される「ホテル又は旅館のバリアフリー客室基準の見直しに関する検討会」を設置し、ホテル又は旅館の施設管理者や障害者団体等へのアンケート調査、ヒアリング調査等を行った。

車椅子使用者用客室設置数（義務基準）については、床面積2,000㎡以上かつ客室総数50室以上のホテル又は旅館を建築する場合は、従前「1室以上の車椅子使用者用客室を設ける」としていたものを、「客室総数の1%以上の車椅子使用者用客室を設ける」に基準を引き上げる改正を行っている。

この客室設置数にかかる基準の見直しは政令改正として、2018年10月19日に公布され、2019年9月1日に施行される予定である。（図3-1.2）

（3）ホテル又は旅館の建築設計標準追補版を作成

車椅子使用者用客室設置数の基準見直しの反映、多様なニーズや宿泊室の特徴に対応した客室モデルのバリエーションの追加、ソフト面の工夫や共用部分に関する配慮事項の追加、優良事例の追加を行い、「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）」を2019年3月に公表した。（4.で詳述）

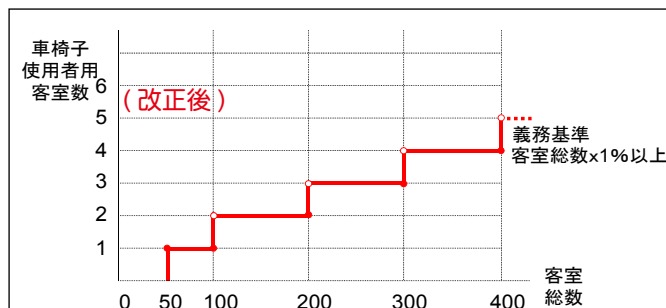
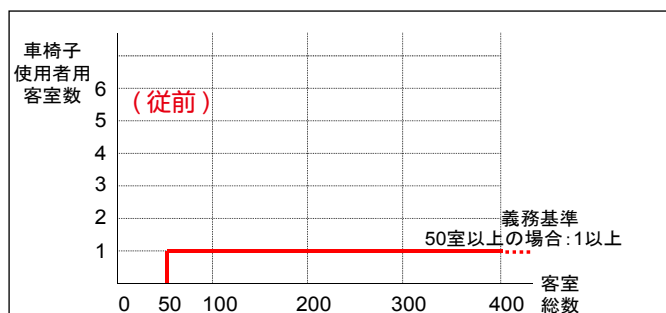


図 3-1.2 車椅子使用者用客室の設置数の基準

3.2 ホテル又は旅館のバリアフリーの現状と課題

(1) 現状把握のためのアンケートの実施

ホテル又は旅館のバリアフリー化の現状については、統計データなどが存在しないため、基準の見直しに先立ち、2017年にホテル・旅館を対象とするバリアフリー客室の数等に関するアンケート調査を実施した。

バリアフリー客室は、ホテル等によってユニバーサルルーム、アクセシブルルームなど様々な呼び方や仕様があることから、アンケートでは、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準を満たす「車椅子使用者用客室」を「UD ルーム」とし、車椅子使用者用客室ほどではない「高齢者、障害者等の利用しやすい客室」として、2種類の仕様を提示した。(表 3-1)

表 3-1 アンケートで提示した車椅子使用者用客室 (UD ルーム) の仕様

	提示仕様を満たした (基準を満たす)UDルーム (以下の仕様を全て満たす、車いす使用者が円滑に利用できる客室)	高齢者、障害者等の利用しやすい客室 (以下の仕様を全て満たす客室)
客室出入口	・有効幅員:80cm以上、戸の前後に高低差なし	
客室内	・客室内に段なし ・車いす使用者の利用のための十分なスペースを確保	・客室内に段なし
客室内のトイレ、浴室等	・出入口の有効幅員:80cm以上、戸の前後にまたぎ段差や高低差なし ・手すり設置 ・車いす使用者が利用可能な十分なスペースを確保	・出入口の有効幅員:70cm以上、戸の前後にまたぎ段差や高低差なし ・手すり設置
客室までのルート	・ホテル・旅館のエントランス(出入口)やフロントから、当該客室出入口まで、車いす使用者が支障なく移動可能	

(2) アンケート結果によるバリアフリー客室の状況

606 のホテル・旅館から回答を得た結果概要を以下に示す。
総客室数 102,766 室 (平均 170 室/施設) のうち、「提示仕様を満たした UD ルーム (以下 UD ルーム)」がありと回答したのは 194 施設 (32.0%) で、UD ルーム数は 368 室 (1 施設あたり平均 1.9 室の UD ルーム) であった。

また、UD ルームのある施設の総客室数 49,811 室に対

して UD ルームは 0.7%、アンケート回答のあった総客室数 102,766 室に対して UD ルームは 0.4% であった。

(3) アンケート結果からみるバリアフリー客室整備上の課題

バリアフリー客室の整備状況をバリアフリー法 (2006 年) の前後で比較すると、2006 年以前に比べ 2007 年以降では義務基準である「1 室」しか整備しない割合が高くなっていった。

(図 3-3)

そもそもバリアフリー客室がある施設自体が少なく、バリアフリー客室数も少ないという現状からは「1 室」のみではなく、新築で建築されるホテル等の場合は、割合「%」で基準を設定するのがよいのではないかと示唆された。

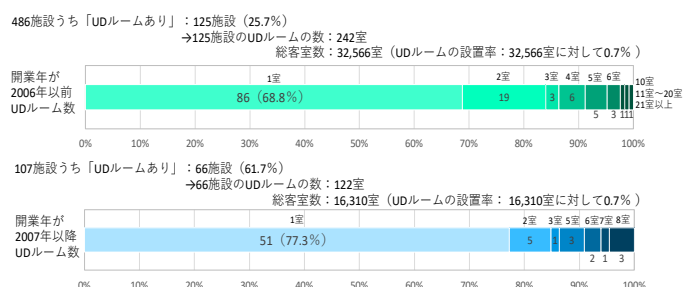


図 3-3 車椅子使用者用客室の設置数の基準

一方で、バリアフリー客室は様々な障害者の要望を取り入れた結果、部屋のしつらえが施設的になり、一般のユーザーの利用に抵抗感が出て販売しにくいなど、稼働率が低いとの指摘がある。アンケートでも、UD ルームの平均稼働率が客室全体の平均稼働率より 10%以上低いとの結果が示された。(図 3-4)

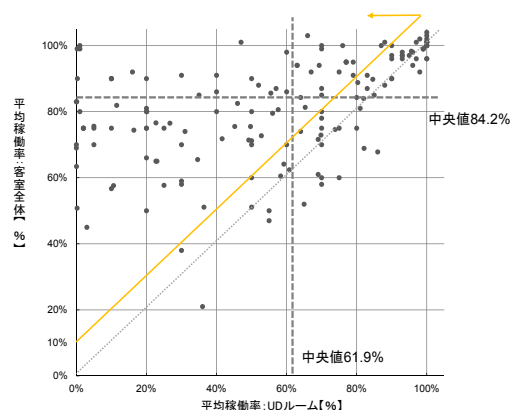


図 3-4 車椅子使用者用客室の稼働率

(4) バリアフリー客室に対する要望と課題

ホテル等に対するアンケートに加え、車椅子等のユーザーやホテル等の事業者へのヒアリングも実施した結果、バリアフリー客室に対する要望と課題は以下と整理された。

- ①複数のバリアフリー客室へのニーズ
- ②バリアフリー客室の稼働率が低い
- ③バリアフリー客室の快適性、デザイン性等の設計上の配慮が必要

- ④多様なニーズ（広さ、設備、価格等）に対応した客室が不足
- ⑤バリアフリーに配慮した一般客室が少ない
- ⑥段差解消などの共用部のバリアフリー化やソフト面での対応が必要

このうち①複数のバリアフリー客室へのニーズについては、前述の通り車椅子使用者用客室の設置数に係る基準の見直しで対応を行っている。②～⑥については以降に記載する建築設計標準（追補版）にて対応を行っている。



図 4-1 車椅子使用者用客室（ツイン）の例

4 ホテル又は旅館の建築設計標準追補版

（1）建築設計標準追補版の主な改正事項

バリアフリー客室に係る建築設計標準の充実・普及の取組みを推進するため、2018年9月に「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会」が設置され、3回の検討会、パブリックコメントを経て2019年3月に建築設計標準（追補版）を公表した。

追補版の主な改正事項は以下である。

- ①車椅子使用者用客室設置数の基準見直しの反映
 - ②多様なニーズや宿泊施設の特性に対応した客室モデルのバリエーションの追加
 - ③各客室に共通する整備及びソフト面の工夫、共用部分に関する配慮事項の追加
 - ④新築・改修、ホテル・旅館、水廻りの構成等の各特徴に応じた、多様な優良事例の追加
- 以降に主な論点などを紹介する。

（2）幅と回転スペース

車椅子使用者が円滑に使用できるようにするためには、段差が無く、ドアや通路を通過でき、方向転換するための回転スペースが必要である。

特に水廻り（トイレ・浴室）へのドアの幅、ドアの前の通路幅、水廻りでの回転スペースについては、客室の面積に影響することから何センチを確保すべきかのせめぎあいとなった。最終的には、表 4-1 に示すように、車椅子使用者用客室の水廻りのドアの幅 80cm 以上（義務基準）に加え、出入口にいたる経路が直角路となる場合は、通路幅員を 100cm 以上確保することを設計標準に追記した。（図 4-1）

また一般客室においては、義務基準はないが、水廻りの入口については原則 75cm 以上とし、車椅子使用者用客室と同様に出入口にいたる経路が直角路となる場合は、通路幅員を 100cm 以上確保することを設計標準に追記した。

表 4-1 車椅子使用者用客室及び一般客室の基準

		車椅子使用者用客室		一般客室
		バリアフリー改正政令 ・告示（義務基準）	建築設計標準 改正 赤字：義務基準から加えた内容	建築設計標準 改正
客室	客室数	・床面積2,000㎡以上、かつ客室総数50室以上を建築する場合は、建築する客室総数の1%以上の車椅子使用者用客室を設ける。	・客室総数が50以上の場合は、総客室総数の1%以上（1未満の端数が生じたときはこれを切り上げて得た数）の車椅子使用者用客室を設ける。	—
	出入口幅	・80cm以上	・80cm以上	・80cm以上
	車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間	—	・客室総数が50以上の場合は、総客室総数の1%以上（1未満の端数が生じたときはこれを切り上げて得た数）の車椅子使用者用客室を設ける。 ・360°回転できるような、直径150cm以上の円の内接できるスペース（又は180°回転できるような、140cm以上×140cm以上のスペース）を、1以上設ける。	・360°回転できるような、直径150cm以上の円の内接できるスペース（又は180°回転できるような、140cm以上×140cm以上のスペース）を、1以上設けることが望ましい。
	便所・浴室等の出入口付近にある通路の有効幅員	—	・車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保（各設備を使用でき、360°回転できるような、直径150cm以上の円の内接できるスペース（又は180°回転できるような、140cm以上×140cm以上のスペース）を設ける。やむを得ず設けることができない場合には、幅80cm以上×奥行き120cm以上のスペースを設ける。	・車椅子使用者の利用に支障のないよう、十分な有効幅員を確保する。なお、便所・浴室等の入口（原則、75cm以上）に至る経路が直角路となる場合、出入口付近における通路幅員は100cm以上とする。
便所・浴室等	便所・構造	・腰掛便座、浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置 ・車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保	・腰掛便座、浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置 ・車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保（各設備を使用でき、360°回転できるような、直径150cm以上の円の内接できるスペース（又は180°回転できるような、140cm以上×140cm以上のスペース）を設ける。やむを得ず設けることができない場合には、幅80cm以上×奥行き120cm以上のスペースを設ける。	・腰掛便座、浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置 ・幅80cm以上×奥行き120cm以上のスペースを設けることが望ましい。
	出入口幅	・80cm以上	・80cm以上	・改修等対応が困難な場合を除き、有効幅員 75cm以上
	出入口の戸の高低差・形式等	・戸の前後の高低差はなし	・戸の前後の高低差はなし	・戸の前後の高低差はなし

（3）水廻りのバリエーションの追加

これまでのトイレ・洗面・浴槽の配置に直径 140cm ～ 150cm の回転スペースを確保する基本形に加え、浴槽なしでシャワーのみのタイプ、やむをえず直径 140cm ～ 150cm の円が内接できるスペースを設けることができない場合に車椅子使用者の直進及び後進により浴槽等に移乗できる位置に幅 80cm 以上×奥行き 120cm 以上のスペースを設けるタイプを追記した。（図 4-2）

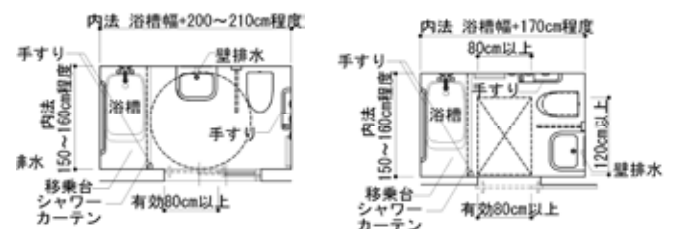


図 4-2 水廻りのバリエーション
（左：シャワーのみのタイプ、右：直進後進のタイプ）

(4) 改修モデルの追加

客室内の床スラブの高さが均一である場合、水廻りの配管を床スラブ上に確保することになり、水廻りの出入口部分に段差が生じる。このような客室をバリアフリー客室に改修しようとすると、水廻り出入口部の段差を解消するためのスロープを設置する必要がある。客室内にスロープを設置して水廻りの床高さとあわせるモデル例、水廻りの出入口前後にスロープを設けるモデル例、客室外の廊下にスロープを設け、車椅子使用者用客室全体の高さを上げるモデル例を追加した。(図 4-3)



図 4-3 客室外の廊下にスロープを設置する改修モデル

(5) ソフト面の工夫

整備された建築物をより利用しやすくするためには、ハード面に加え、多様な利用者ニーズに対応するソフト面での工夫が不可欠である。ソフト面の工夫としては、人的配置(案内・誘導の実施、筆談・手話通訳の実施等)、コミュニケーション支援のための備品や福祉用具の貸し出し等による支援、建築物のバリアフリー対応にかかる情報提供等を総合的に計画し、提供することが必要である。設計標準では対応例(考え方)を整理するとともに、どういう場合に必要なものなのか等の記述の充実を図り具体例を提示した。(図 4-4、表 4-2)



図 4-4 貸出し備品(パスボード、シャワーチェア、屋内信号装置等)

表 4-2 ソフト面の対応例

対象者	必要な人的配置 情報提供とコミュニケーション方法の望ましい例
共通	・利用者特性やニーズを十分に理解する ・積極的な声かけによりコミュニケーションを図る ・ビュッフェ式(食事)の場合、食べ物提供が-ト等
高齢者、 肢体不自由者等	・貸し出し車椅子の用意、貸し出し車椅子の全幅、客室の各出入口の有効幅員の把握等
視覚・聴覚障害者 等 共通	・停電・非常時の対応策、情報伝達手段及び避難誘導についての事前説明等
視覚障害者等	・点字による案内案内等
聴覚障害者等	・筆談ボード等でのコミュニケーション対応等
知的・発達・精神 障害者等	・筆談ボードのほか、絵(図)記号等による支援ボード等でのコミュニケーション対応 ・食事の提供は、部屋食又は個室対応も配慮等

(6) 事例の追加

建築主や設計者が参考として活用できるよう、新築・改修、水廻りや客室の大きさ等の分類に応じて、事例の充実を図った。以下にビジネスホテルの例と旅館の例を示す。

■ダイワロイネットホテル銀座

都心に立地するビジネスホテルで、車椅子使用者用客室をアクセシブルルームとして提供している。内装、浴室等のデザイン・設備機器等は、一般客室と同様・同水準となっている。(図 4-5)

■アクセシブルルーム(車椅子使用者用客室 23㎡)



図 4-5 ダイワロイネット

■さぎの湯荘

観光庁「宿泊施設バリアフリー化促進事業」補助金を活用し、多機能便房、食事処等の1F 共用空間のバリアフリー対応を行うとともに、玄関の段差、部屋の上がりかまちの段差解消に対し、据え置き型のスロープ設置で対応している。(図 4-6)



設置前



設置後

玄関の段差解消

玄関には2段(高さ:合計22cm)の段があるが、段差解消のために、据置きスロープ(長さ:約90cm)を設置する対応が行われている。



貸し出し備品

シャワー用車椅子(トイレ兼用型)が、貸切風呂の出入口付近に準備されている。(普段は目立たないように布をかけてある。)



貸し切り浴室の出入口

浴槽付近まで行くことができるよう、貸し切り浴室の出入口は有効幅員(120cm)が確保され、また前後に高低差はない。

図 4-6 さぎの湯荘

おわりに

バリアフリー化するためには、ドア幅を広げたり、回転スペースを確保するために客室の面積を増やすこと、水廻りと客室の段差を解消するために水廻りの床スラブを下げることなど、これまで採算性重視で整備してきたものに、少し余裕を持たせなくてはならない。また、稼働率が低い部屋とされている車椅子使用者用客室のデザインなどを工夫して稼働率を上げ、事業者の理解を得ていく必要がある。採算性が合わないものを整備するのは民間事業者にとっては難しい。

しかし、ホテル・旅館は一度建ててしまえばその後、数十年使い続けることになること、改修には新築よりも多大なコストがかかることは明らかである。今後の高齢社会を見据えれば、新築する時に車椅子使用者用客室にかかわらず全ての客室について最低限のバリアフリー化を図っておくこと、客室のみならずホテル全体が利用できること、ハードだけでなく人的対応や情報提供なども含めて、多様な人にとって利用しやすい環境を整備しておくことが求められる。

東京都は、条例の改正(2019年4月)により対象規模の引き下げ(1000㎡以上を対象)と一般客室内の基準の義務化(一般客室の出入口 80cm 以上、水廻りの出入口幅 70cm 以上(努力義務規定で 75cm 以上)、客室内に段を設けない)を決定した。一般客室に義務規定を設定したことは画期的である。一方で出入口の幅等については、使える利用者が限定されるといった障害者団体からの意見も出ているところである。

法律すらなかった 25 年前から、法律を制定し、基準の義務化をし、基準を見直し強化する、というように一歩ずつ前進してきたが、基準が適用される範囲はいまだ限定的である。「最低限移動できる」から、「快適に利用できる」へ、バリアフリー化が標準仕様となるよう、今後も取り組んでいくことが望まれる。

【参考 HP】

首相官邸 HP ユニバーサルデザイン 2020 関係府省等連絡会議
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/ud2020kaigi/index.html

国土交通省 HP 建築物におけるバリアフリーについて
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html